

## 仲 裁 判 断

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構  
JSAA-AP-2018-006

申 立 人：X  
申立人代理人：弁護士 堀田 裕二

被 申 立 人：公益社団法人日本カヌー連盟（Y）  
被申立人代理人：弁護士 大胡 誠

## 主 文

本件スポーツ仲裁パネルは次のとおり判断する。

- 1 申立人の請求をいずれも棄却する。
- 2 仲裁申立料金 54,000 円は、双方半分の負担とする。

## 理 由

### 第 1 当事者の求めた仲裁判断

- 1 申立人は、以下のとおりの仲裁判断を求めた。
  - (1) 被申立人の 2018 年 7 月 25 日付選考委員会における、申立人をカヌーオーシャンレーシングワールドカップポルトガル大会における日本代表選手として承認（選考）しない旨の決定を取り消す。
  - (2) 被申立人は、申立人をカヌーオーシャンレーシングワールドカップポルトガル大会の日本代表選手として選考する。
  - (3) 申立費用は被申立人の負担とする。
- 2 被申立人は、以下のとおりの仲裁判断を求めた。
  - (1) 申立人の請求を棄却する。
  - (2) 仲裁申立料金は申立人の負担とする。

### 第 2 事案の概要

- 1 当事者  
申立人は、愛知県カヌー協会に所属するカヌーオーシャンレーシングの競技者である。  
被申立人は、カヌー競技の国内統括団体である公益社団法人である。  
本件は、申立人が、被申立人の 2018 年 7 月 25 日付選考委員会における、申立人をカヌーオーシャンレーシングワールドカップポルトガル大会（以下「本件ワールドカ

ップポルトガル大会」という。)における日本代表選手として承認(選考)しない決定(以下「本件決定」という。)を取り消すこと等を求めた事案である。

## 2 当事者の主張

### (1) 申立人の主張の要旨

#### ①2018年度 OCEAN RACING 海外派遣選手選考基準(以下「選考基準」という。)について

申立人は、本件ワールドカップポルトガル大会を含む2018年度におけるワールドカップ等の世界大会(以下「2018年度世界大会」という。)の選考基準に関し、以下のとおり主張した。

ア 2018年6月9日～10日、2018年度世界大会の海外派遣選手を派遣するための大会である「2018 OCEAN RACING 全日本選手権大会兼平成30年度 OCEAN RACING 海外派遣選手選考会」(以下「本件選考会」という。)が開催された。本件選考会の開催要領には、海外派遣について、「この2018 OCEAN RACING 全日本選手権大会の成績(着順・タイム)により、2018年度 OCEAN RACING 世界選手権大会、及びワールドカップ等の日本代表選手選考を実施する。尚、派遣選手選考の詳細に関しては、監督会議時に発表する。」と記載されていた。

イ 2018年6月9日、本件選考会に先立ち行われた監督会議において、被申立人のA(「B委員会」委員長)から、申立人を含む参加者に対し、以下の選考基準が告知された。

- i 参加目標タイム(10,000メートルにおいて男子70分以内)をクリアすること
- ii 参加目標タイムをクリアした選手の中から、ワールドカップに出場したい選手について意向調査を行い、希望者がワールドカップの出場枠を超える場合には、本件選考会における着順により決定されること

なお、Aは、被申立人から選考基準の策定について一任されており、上記選考基準は、被申立人の承諾に基づくものである。

ウ 申立人は、本件選考会において参加目標タイムをクリアし、下記②のとおり、被申立人からAを通じて、2018年度世界大会の日本代表選手に選定するとの内定を受けていた。

エ ところが、申立人は、被申立人から、被申立人の選考委員会において申立人を本件ワールドカップポルトガル大会を含む2018年度世界大会の日本代表選手として承認(選考)しない旨の本件決定がなされたという連絡を受けた。

オ このため、申立人は、代理人を通じて、被申立人に本件決定の取消しと本件決定の理由の開示を求めたが、これに対して、被申立人は、申立人のレースのタイムが遅く、槽力が日本代表選手として送り出すことには足りないこと、この程度の槽力では荒れる外洋での競技には安全に不安があることなどという選考基準にない理由を示し、選考委員会の承認を得られなかったと回答した。

このように、選考基準にない恣意的な基準により選考が行われたことは明らかで

あり、被申立人は、申立人について、自ら作成した選考基準に合致しているにもかかわらず恣意的な判断で代表選考を行ったものである。

## ②2018年度世界大会の選考権限について

申立人は、2018年度世界大会の選考権限に関し、以下のとおり主張した。

- ア 本件選考会における2018年度世界大会の選考基準は、Aが、本件選考会を主管する「SUP&新種目委員会」の委員長であったCの承諾を得て策定したものであり、その内容は監督会議において、Aから申立人を含む参加選手に告知されている。
- イ 申立人が本件選考会において選考基準である参加目標タイムをクリアしたことから、2018年6月21日に開催された被申立人の常務理事会において、申立人を2018年度世界大会の日本代表選手に選定する旨が報告され、その選定が内定した。
- ウ 被申立人の常務理事会の上記決定に基づいて、申立人は、Aから、2018年度世界大会の日本代表選手として内定した旨の連絡を受けた。
- エ ところが、その後、申立人は、被申立人から、被申立人の選考委員会において申立人を2018年度世界大会の日本代表選手として承認（選考）しない旨の本件決定がなされたという連絡を受けた。

このように、申立人は、被申立人の常務理事会の上記決定により、2018年度世界大会の日本代表選手に既に選定されており、あとは複数存在するワールドカップのうちどの大会に出場するかを調整することのみが残されている状況であった。しかし、その後、申立人は、被申立人から、本件ワールドカップポルトガル大会を含む2018年度世界大会の日本代表選手として承認（選考）しない旨の本件決定がなされたという連絡を受けたものである。

以上のとおり、本件決定は、2018年度世界大会の日本代表選手に既に選定された申立人に対し、選考基準として示されていなかった恣意的な基準により事後的に日本代表選手として承認（選考）しないことを決定したものである。

したがって、被申立人は、申立人を本件ワールドカップポルトガル大会における日本代表選手として承認（選考）しない旨の決定を取り消すとともに、同大会の日本代表選手として申立人を選考すべきである。

## (2) 被申立人の主張の要旨

### ①2018年度世界大会の選考基準について

被申立人は、2018年度世界大会の選考基準に関し、以下のとおり主張した。

- ア 選手基準などの本質的な事項については被申立人の常務理事会等で行わなければならない。また、本件選考会の現場での適宜の対応を求められる内容については、本件選考会の主管委員会である「SUP&新種目委員会」の判断に委ねられていた。なお、「SUP&新種目委員会」の委員長は、Cであった。
- イ 選考基準は、本件選考会の開催要項の「14. 選考」に記載されている「(1) 2018年の OCEAN RACING 海外派遣選手選考は、シニアの男女のみとする。(U23 及びジュニアの選考は来年度以降で検討する) (2)選考は総合順位の上位順にて、以下の派遣対象レースへの参加意思のある選手より選考をする。

(大会終了後に意向調査を実施)」であり、本件選考会開催時において既に明示されている。

ウ 開催要項を作成した当時、派遣対象であるポルトガルやタヒチの大会の開催要項が未公表であったことから、本件選考会までにそれが明らかになればその内容を説明することを予定して、本件選考会の開催要項には、「尚、派遣選手選考の詳細に関しては、監督会議時に発表する。」と記載していた。「参加目標タイム」は、あくまでも本件選考会に関する参加資格の参加目標タイムであることは開催要項の記載から明らかであり、2018年度世界大会の選考基準ではない。

エ 「SUP&新種目委員会」の委員長である C は、クレーム処理対応で監督会議に出席することができず、監督会議に出席した A には、監督会議において、台風の影響により競技の距離が変更される可能性があること等を参加選手に周知するよう指示したにとどまる。

このように、A には監督会議において申立人を含む参加者に選考基準について説明する権限はなく、A が監督会議で選考基準について説明したとするならば、権限外で告知したものであり、選考基準としての効力はない。

#### ②2018年度世界大会の選考権限について

被申立人は、2018年度世界大会の選考権限に関し、以下のとおり主張した。

ア 被申立人においては、一定の選考基準に基づいて、被申立人の主管委員会が選考にかける選手を被申立人の常務理事会内の選考委員会に推薦し、当該選考委員会が被推薦者の中から日本代表選手を選考することになっている。本件選考会に関しては、主管委員会である SUP&新種目委員会の推薦（その中に申立人が含まれていた。）を受けて、選考委員会が、日本代表選手として送り出せる潛力や選手の安全確保等を考慮して、選考を行ったものである。

イ 2018年6月21日に開催された被申立人の常務理事会においては、本件選考会の報告がなされたのみであり、2018年度世界大会の日本代表選手について具体的な審議はなされておらず、申立人を本件ワールドカップポルトガル大会の日本代表選手として選定することを内定した事実はない。

ウ A は、本件選考会の主管である「SUP&新種目委員会」のメンバーではなく、開催要項に従って会場運営を行う事務を委ねられたのみであって、日本代表選手を選考する権限はない。

このように、本件ワールドカップポルトガル大会を含む2018年度世界大会の選考権限は被申立人の常務理事会内の選考委員会にあり、A のみで日本代表選手を選考することはできない。

以上のとおり、本件決定は、被申立人がその権限に基づいて適切に行ったものであるから、申立人の請求はいずれも棄却されるべきである。

### 第3 判断の前提となる事実

本件について、当事者間において争いのない事実並びに証拠及び弁論の全趣旨により

認められる事実は、以下のとおりである。

## 1 当事者

申立人は、愛知県カヌー協会に所属するカヌーオーシャンレーシング（以下「オーシャンレーシング」という。）の選手であり、本来は F3 と呼ばれるカテゴリーの自動車レースの国内トップ選手であるところ、同じ座位で行うサーフスキーをトレーニングとして取り入れるとともに、オーシャンレーシングにおける選手となったものであって、スポーツ仲裁規則第 3 条第 2 項に定める「競技者」に該当する。

被申立人は、カヌースポーツの普及及び振興を図り、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的に設立されたカヌー競技の国内統括団体である公益社団法人であり、スポーツ仲裁規則第 3 条第 1 項に定める「競技団体」に該当する。被申立人は、国際カヌー連盟（以下「ICF」という。）及び ICF 加盟の各国カヌー連盟などが主催する国際大会に派遣する日本代表選手を選考している。

被申立人は、「カヌー競技またその運営に関して行った決定に対する不服申立ては、日本スポーツ仲裁機構の『スポーツ仲裁規則』に従って行う仲裁により解決するものとする。」という常務理事会決定をしているため、両当事者間に仲裁合意があるものと認められる。

## 2 事実の経緯

(1)2018年6月9日～10日に愛知県蒲郡市西浦町の WestCove 西浦マリーナにおいて、被申立人が主催して、被申立人が海外派遣する 2018 年度 OCEAN RACING 世界選手権大会、及びワールドカップ等の日本代表選手選考を目的とする本件選考会が開催された。

(2)本件選考会は、被申立人事業部の SUP&新種目委員会が主管して実施したが、SUP&新種目委員会は、オーシャンレーシングの実務を良く知る A の意見を参考にして本件選考会の開催要項を起案するとともに、A を本件選考会の会場運営者として使用した。SUP&新種目委員会が起案し常務理事会が審議・決定した開催要項の中で、本件スポーツ仲裁申立てと関係する項目としては、以下の記述があった（甲第 2 号証）。

### 2018 OCEAN RACING 全日本選手権大会

兼 平成 30 年度 OCEAN RACING 海外派遣選手選考会

#### 開催要項

11. 競技種目 OCEAN RACING 競技  
男子(SS-1 Men) 21,000m (21km)
13. 参加資格 (3) OCEAN RACING 全日本選手権は、下記参加目標タイムを設定する。  
10,000m (10 km)において、  
男子 70 分以内
14. 選考 (2) 選考は総合順位の上位順にて、以下の派遣対象レースへの参加意思のある選手より選考をする。(大会終了後に意向調査を実施)
32. 海外派遣 この 2018 OCEAN RACING 全日本選手権大会の成績（着順・タイム）により 2018

年度 OCEAN RACING 世界選手権大会、及びワールドカップ等の日本代表選手選考を実施する。

尚、派遣選手選考の詳細に関しては、監督会議時に発表する。

(3)SUP&新種目委員会は、監督会議の当日である6月9日に、本件選考会の競技種目は、開催要項では男子21kmとされていたが、競技時に台風の影響も懸念されるために15kmに短縮・変更することを急遽決定した(乙第2号証)。答弁書の記載事実及び審問の結果によれば、SUP&新種目委員会の委員長であるCは、クレーム対応で監督会議に出られないために、距離の変更について監督会議で参加選手に周知するように本件選考会の会場運営に当たるAに指示をした。しかしながら、Cを含む主管委員会の委員は、監督会議に出席しなかったため、監督会議の席上、Aが参加選手に説明した内容(開催要項32.記載の2018年度世界大会の選考基準に関する説明をしたか否かを含む)について把握できていない。

(4)申立人は、本件選考会に参加し、6月10日に15kmの距離で実施されたオーシャンレーシング競技に選手として出場したが、大会リザルトでは、男子参加者総勢5名中5位であり、1時間39分47秒のタイムは、優勝した男子選手の1時間20分41秒のタイムとは19分06秒の開きがあった(乙第1号証)。

(5)被申立人は、6月21日に常務理事会を開催したが、この会議では、「2018 OCEAN RACING 全日本選手権大会 兼 平成30年度 OCEAN RACING 海外派遣選手選考会」の大会報告と大会リザルトが報告された(甲第4号証)。

(6)本件選考会終了後、本件選考会を主管するSUP&新種目委員会は、常務理事会内の選考委員会に対して、競技結果と派遣対象レースへの参加意向を確認のうえ、選手を推薦し、選考委員会は、推薦を受けた申立人に関して選考を実施した。選考委員会は、申立人の競技結果が上記(4)であるため日本代表選手として送り出すには潜力に不足があること、申立人が希望する本件ワールドカップポルトガル大会は外洋で行われるレースのため申立人の潜力では競技の安全性に不安があることを理由として、申立人を本件ワールドカップポルトガル大会日本代表選手を含む2018年度世界大会の日本代表選手として推薦することを承認しなかった(甲第4号証)。

(7)被申立人は、7月25日に、選考委員会において本件ワールドカップポルトガル大会の日本代表選手を含む2018年度世界大会の日本代表選手として選考しない旨の決定をしたことを申立人に通告した(甲第3号証)。

(8)この間、Aは、6月25日に、「日本カヌー連盟B委員会委員長のAです。6/21のJCF常務理事会において、以下の選手(敬称略)が2018年度海外派遣選手に内定しました。(まだ、公表前ですので、発表まで内定と判断してください)」との記述を含むメールを本件選考会参加の男子選手5名及び女子選手1名宛に送付した(乙第6号証)。

(9)申立人は、6月9日に行われた監督会議において、2018年度世界大会の選考基準として、開催要項13.14.に記載されたと同内容である「①参加目標タイム10,000メートルにおいて男子70分以内)をクリアすること、②参加目標タイムをクリアした選手の中から、ワールドカップに出場したい選手について意向調査をおこない、希望者がワールドカップ

の出場枠を超える場合には、本件選考会における着順により決定されること」の説明を A から受けたとし、本件選考会において参加目標タイムをクリアしたことから、A の上記(8)記載のメールにより、被申立人の常務理事会において申立人を本件ワールドカップポルトガル大会の日本代表選手として選考する旨の内定があったと述べるとともに、同内定が上記(7)記載の選考委員会における申立人を 2018 年度世界大会の日本代表選手として推薦することを承認しない旨の決定の通告により理由なく覆されたと主張して、本件スポーツ仲裁を申し立てた。

#### 第4 仲裁手続の経過

別紙・仲裁手続の経過のとおり。

#### 第5 争点

本件の争点は以下の通りである。

1 「平成 30 年度 OCEAN RACING 海外派遣選手選考会」における本件ワールドカップポルトガル大会を含む 2018 年度世界大会の日本代表選手の選考基準は何か。選考基準による 2018 年度世界大会の日本代表選手に関する選考は適切に実施されたか。

2 平成 30 年度 OCEAN RACING 海外派遣選手選考会における本件ワールドカップポルトガル大会を含む 2018 年度世界大会の日本代表選手選考の権限は誰に帰属するか。A は上記選考に関与する権限があったか。

#### 第6 本件スポーツ仲裁パネルの判断

##### 1 請求の趣旨 (1) について

競技団体の決定の取消しが争われたスポーツ仲裁における仲裁判断基準として、日本スポーツ仲裁機構の仲裁判断の先例によれば、「日本においてスポーツ競技を統括する国内スポーツ連盟については、その運営について一定の自律性が認められ、その限度において仲裁機関は国内スポーツ連盟の決定を尊重しなければならない。仲裁機関としては、①国内スポーツ連盟の決定がその制定した規則に違反している場合、②規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合、③決定に至る手続に瑕疵がある場合、または④規則自体が法秩序に違反しもしくは著しく合理性を欠く場合において、それを取り消すことができる」と判断されており (JSAA-AP-2003-001 号仲裁事案ほか)、本件スポーツ仲裁パネルもこの基準が妥当であると考えている。

本件においては、このうち、①及び②が問題になると考えられる。

##### (1) 2018 年度世界大会の選考基準について

2018 年度世界大会の選考基準について、申立人は、本件選考会の開催要項には「尚、派遣選手選考の詳細に関しては、監督会議時に発表する。」(甲第 2 号証) と記載されているため、2018 年 6 月 9 日に行われた本件選考会に先立つ監督会議において、A から申立人を含む参加者に対して告知された (i) 参加目標タイム (10,000 メートルにおいて男子 70 分以内) をクリアすること、及び、(ii) 参加目標タイムをクリア

した選手の中から、ワールドカップに出場した選手について意向調査を行い、希望者がワールドカップの出場枠を超える場合には、本件選考会における着順により決定されることが選考基準であると主張する。しかし、日本代表選手の選考基準の設定は、被申立人が組織として決定すべき事項であるところ、関係証拠及び審問の結果によれば、A が申立人を含む本件選考会の参加者に告知したとする選考基準は、被申立人が組織として決定したものと認めることは困難である（甲第 4 号証）。そうすると、2018 年度世界大会の選考基準は、本件選考会の開催要領に記されていた、「この 2018 OCEAN RACING 全日本選手権大会の成績（着順・タイム）により、2018 年度 OCEAN RACING 世界選手権大会、及びワールドカップ等の日本代表選手選考を実施する。選考は総合順位の上位順にて、以下の派遣対象レースへの参加意思のある選手により選考をする。（大会終了後に意向調査を実施）」であり、順位、タイム及び選手の意思を判断要素として選考されるものというべきことになる（甲第 2 号証）。

この点について、関係証拠及び審問の結果によれば、カヌーオーシャンレーシングという海上でレースを行う競技の性質上、風の強さや波高等のコンディションがレースのタイムに与える影響が大きく、代表選手の選考に当たってタイムを設定することは難しいという事情が存在することが認められる（このタイムを設定した場合、選手選考会当日のコンディションの如何によっては、当該タイムを満たす選手が一人もいないという事態が発生することがあり得る。）。そのため、本件選考会の開催要項に、代表選考に関する具体的なタイムの設定がなかったとしても、不合理ではない。また、関係証拠によれば、本件選考会における申立人の順位は、本件選考会の男性参加者 5 名のうち、最下位である 5 位であり、そのタイムは、1 位であった選手から約 19 分、4 位であった選手のタイムから約 16 分それぞれ遅れるものであり、相対的に芳しいものではなかったと認められる。海上において危険を伴うレースであることも踏まえると、そのような状況において、被申立人が、申立人の当該順位及びタイムから、選考委員会において、日本代表選手としての潛力や選手の安全を考慮して、申立人を本件ワールドカップポルトガル大会の日本代表選手に選定しなかったことは、選考基準に反するものではなく、また、恣意的な判断であるとはいえない（甲第 4 号証、乙第 1 号証、乙第 2 号証）。

したがって、本件決定は、被申立人の規則に違反しているとはいえず（上記①）、また、規則に違反していないとしても著しく合理性を欠く事情が存在するとも認められない（上記②）。

## （2）2018 年度世界大会の選考権限について

申立人は、2018 年 6 月 21 日に開催された被申立人の常務理事会において、申立人を 2018 年度世界大会の日本代表選手に選定する旨が報告され、その選定が内定した旨を主張する。しかし、関係証拠及び審問の結果によれば、当該常務理事会において、本件選考会の結果が報告されたことは窺われるものの、申立人を 2018 年度世界大会の日本代表選手に選定することが決定された事実を認定することは困難である（甲第 4 号証）。

日本代表として海外で行われるワールドカップに派遣する選手を選考する権限は、競技の国内統括団体としての被申立人に属するものであり、被申立人が選考基準及び選考権限を、本件選考会をいわば事務方としてサポートしていた A のみの判断に委ねていたと考えることは困難であり、A が当該選考を行うことができたとする申立人の主張は採用できない。



したがって、この点からも、被申立人の選考委員会による本件決定は、被申立人の規則に違反しているとはいえ（上記①）、また、規則に違反していないとしても著しく合理性を欠く事情が存在するとも認められない（上記②）。

以上のとおり、請求の趣旨（1）は棄却する。

## 2 請求の趣旨（2）について

上記のとおり、本件決定の取消しを求める請求の趣旨（1）は棄却すべきであるから、被申立人に申立人を本件ワールドカップポルトガル大会の日本代表選手として選定することを求める請求の趣旨（2）も棄却を免れない。

## 3 請求の趣旨（3）について

申立人による請求の趣旨（1）及び（2）は認められないが、本件紛争を招いた原因は、被申立人にも存在するといわざるを得ない。すなわち、本件選考会の開催要項には、「尚、派遣選手選考の詳細に関しては、監督会議時に発表する。」（甲第2号証）と記載されているにもかかわらず、審問の結果によれば、本件選考会の主管委員会である「SUP&新種目委員会」の関係者は、監督会議の席上に立ち会わず、監督会議における派遣選手選考に関する説明を権限のないAに任せて、事後的に説明内容を確認することもしていない。また、開催要項における選手選考に関する記載が明確かつ詳細なものであれば、本件紛争の発生を防ぐことは可能であったと考えられる。これらの点を考慮すると、申立人に仲裁申立料金を全額負担させることは公平であるとはいえないため、その半額は被申立人の負担とする。

## 第7 結論

以上に述べたことから、本件スポーツ仲裁パネルは、主文のとおり判断する。

以 上

2018年8月26日

スポーツ仲裁パネル  
仲裁人 浦川 道太郎

仲裁地 東京

(別紙)

## 仲裁手続の経過

1. 2018年8月13日、申立人は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「機構」という。）に対し、「委任状」「仲裁申立書」「援用する仲裁合意の写し」「証拠説明書」及び書証（甲第1~4号証）を提出し、本件仲裁を申し立てた。
2. 同月20日、機構は、スポーツ仲裁規則（以下「規則」という。）第15条第1項に定める確認を行った上、同条項に基づき申立人の仲裁申立てを受理した。
3. 同月21日、機構は、浦川道太郎に対し「仲裁人就任のお願い」を送付した。同日、浦川道太郎は、仲裁人就任を承諾し、浦川仲裁人を仲裁人とする、本件スポーツ仲裁パネルが構成された。
4. 同月22日、本件スポーツ仲裁パネルは、「スポーツ仲裁パネル決定（1）」を行った。
5. 同月23日、申立人は、「補佐人申請書」「尋問申請書」「証拠説明書」及び書証（甲5~10号証）を提出した。  
同日、被申立人は、「委任状」「答弁書」「尋問申請書」「証拠説明書」及び書証（乙1~8号証）を提出した。
6. 同月24日、本件スポーツ仲裁パネルは、東京において審問期日を開催した。同日、審問の終了に伴い、本件スポーツ仲裁パネルは審理を終結した。

以上

以上は、仲裁判断の謄本である。  
公益財団法人日本スポーツ仲裁機構  
代表理事（機構長） 山本 和彦